

Q&A【第3次募集分】

番号	施設種別	質問内容	回答
1	共通	資金計画書「1 建築の形態」の「単独／併設・合築」はどのように判断し、記載すればよいか。	第6期計画において複数に応募し、それらを併設・合築する計画の場合には、「併設・合築」を、それ以外は「単独」を選択してください。 ①単独の場合 「(本体施設)」のみに記入してください。 ②併設・合築の場合 「(本体施設)」には当該応募施設について、「(併設施設)」には本体施設以外について記入してください。 【記入例：認知症対応型デイサービスと特別養護老人ホームを併設】 ・本体施設：認知症対応型デイサービス ・併設施設：特別養護老人ホーム
2	共通	資金計画書「2 設置に係る総事業費」の「総事業費」とは何を指すのか。	『「総事業費」欄のみ記入』の「総事業費」は、表中の「全体事業費」を指します。
3	共通	土地利用に関して、形態上問題がないと捉えている場合も「土地・建物に係る関係部署との協議状況調書」の「担当部署との協議記録」に記載が必要か。	担当部署に問題がない旨確認の上、記載してください。
4	共通	事業計画書について 施設建設にかかる近隣住民への説明については、応募時点で終了していることが必要か。もしくは、今後開催する予定での応募も可能か。	どちらでも応募可能です。
5	共通	事業計画書項目5(整備概要)について 施設は、賃貸契約により借りて行うこととしているが、この項目の記入の仕方を教えていただきたい。整備区分は「賃貸」でよいのか、構造、建築面積、敷地面積は、予定している建物の賃貸契約のとおりとしてよいか。	賃貸の場合には、次の内容を記入してください。 ①整備区分・・・賃貸 ②構造・・・建物全体の構造 ③建築面積・・・当該事業に使用する延床面積 ④敷地面積・・・(空欄)
6	共通	他事業所からの応募状況を知りたい。	募集要項5(1)のとおり、回答できません。
7	共通	様式9 10の勤務表について、自施設で作成した勤務表添付でも可能なのか。	市が指定した様式を使用してください。
8	共通	第3次募集では、開設時期は募集要項に記載された年度でなければならないか。	開設時期は募集要項のとおりです。なお、募集要項11(1)に該当すると考える場合には、その理由を任意様式で提出してください。
9	H	現在、有料老人ホームの施設定員の一部を特定施設として運営しているが、床数を追加する形で応募することは可能か否か。	可能です。 本体施設定員を上限として、任意の床数で応募を行うことが可能です。
10	H	有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も特定施設の対象の一つとなっておりますが、その際の設備基準として有料老人ホームの設備基準にある「医居室」や「介護居室」なども整備しなければならないのでしょうか。	サービス付き高齢者向け住宅の設備等の基準は、サービス付き高齢者向け住宅の関係法令等を確認ください。有料老人ホームの設備基準は適用されません。
11	H	サ高住で申請する場合、居室面積、廊下幅員の有効寸法等の要件はサ高住及び有料老人ホームのどちらが適用されるのでしょうか。	サービス付き高齢者向け住宅の関係法令等が適用されます。
12	H	平成27年3月30日付で厚生労働省より「有料老人ホームの設置運営標準指針について」が出され、適用が平成27年7月1日からとなっております。今回の募集にあたりましては、従来の指針に基づいた計画でよろしいのでしょうか。それとも新しい指針に基づいた計画がよろしいのでしょうか。	盛岡市では、「有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「市指針」といいます。)」を定めています。市内で有料老人ホームを開設する場合は、この市指針の規定に基づいた施設の設置及び運営に努めてください。 なお、国の標準指導指針(以下「標準指針」といいます。)が改正され、7月1日に施行されることから、市指針を標準指針に沿って改正する予定です。現段階では改正後の市指針を示すことができる段階にありませんので、改正後の標準指針を参考に検討してください。
13	H	機能訓練指導員と介護支援専門員の兼務は業務に支障がなければ可能なのでしょうか。	支障がなければ兼務可能です。
14	H	一般型の特定施設に訪問介護事業所を併設する場合、人員基準はそれぞれの事業所で満たすべきという考えでよいか。	そのとおりです。特定施設と訪問介護事業所は別事業所であることから、それぞれに必要な人員を確保する必要があります。
15	J	施設の開設または竣工は平成27年度中を目指して計画しているものの、開発行為や農地転用の手続等の影響により、万一工期に遅れが生じ平成28年度の開設または竣工とならざるを得なくなった場合は認定の取り消しとなることは無いのでしょうか。	選定された場合、応募した事業計画どおりに整備する必要があることから、変更を必要としない計画を策定してください。現段階から事業計画の変更が生じることは想定していません。
16	J	小規模多機能型居宅介護にサ高住を複合させる場合、サ高住の居室に限度数などはあるのでしょうか。	居室数に制限はありません。
17	J	登録定員を29名以下とした場合の通い定員は、15名あるいは18名以下のどちらになるのでしょうか(利用者の処遇に支障が無いと認められる十分な広さを確保した場合)	盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年市条例第64号)第86条第2項を確認してください。